

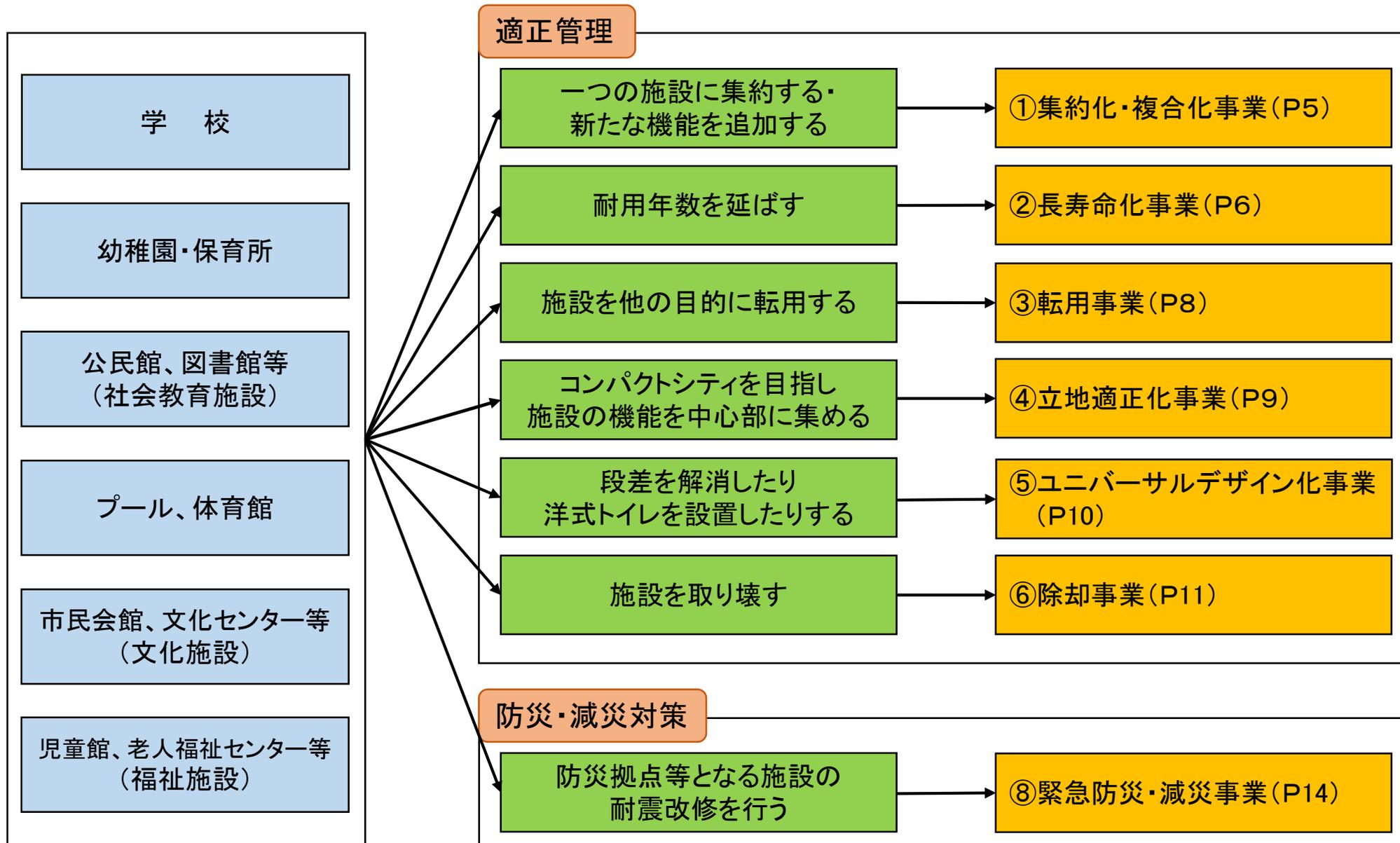
公共施設などの整備のための地方債活用例

平成31年4月25日

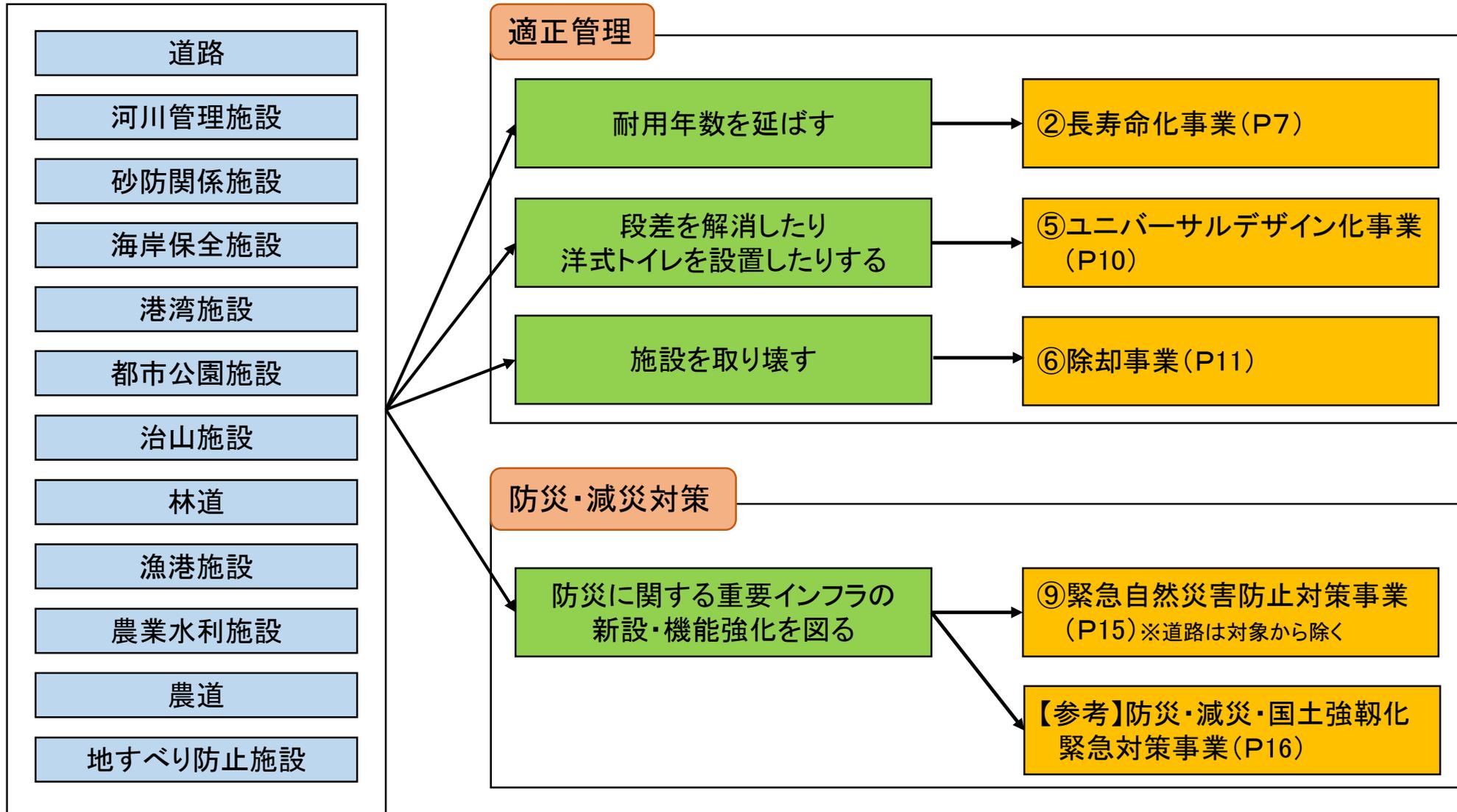
総務省自治財政局

調整課・地方債課・財務調査課

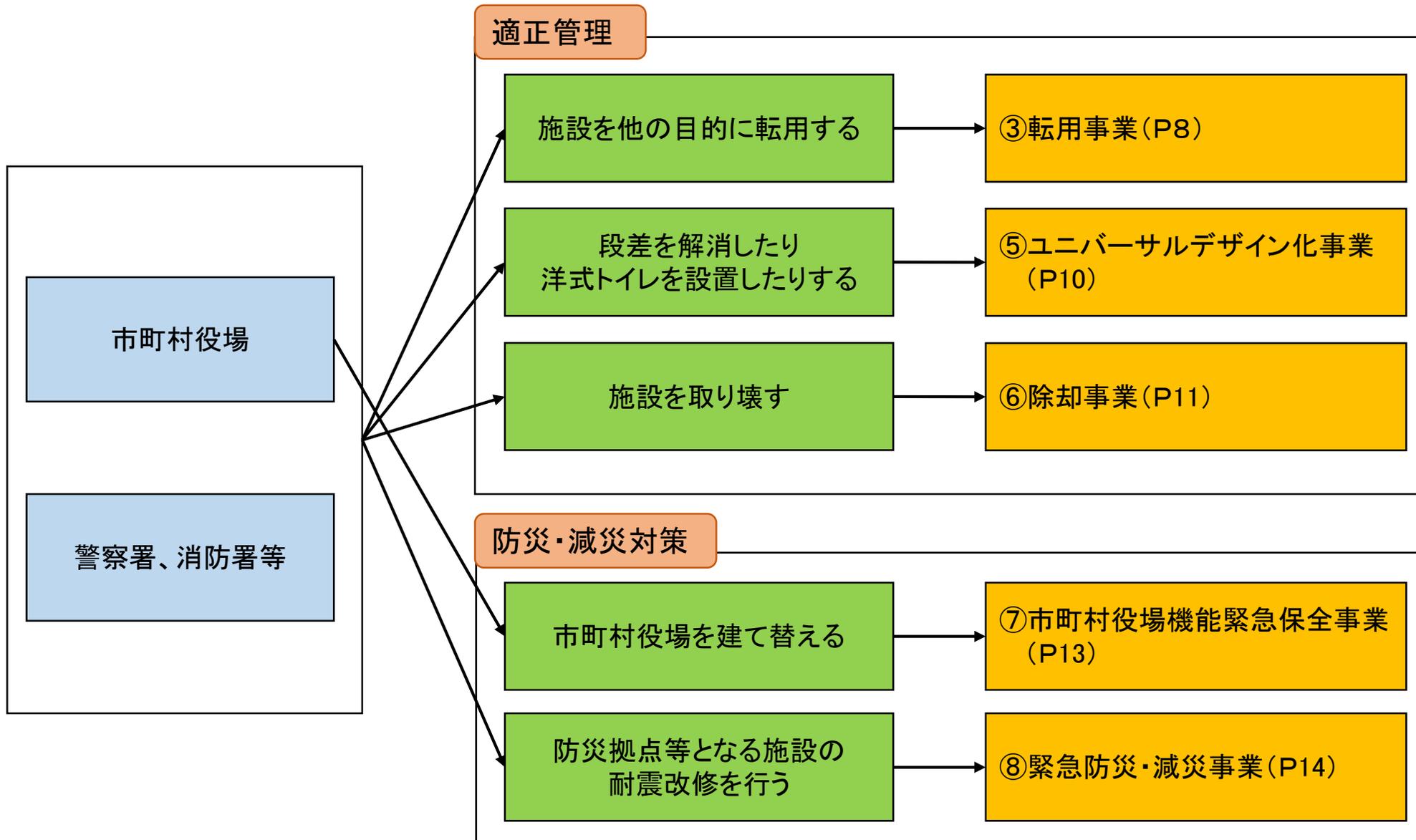
公共施設などの整備のための地方債活用例(公共用施設)



公共施設などの整備のための地方債活用例(社会基盤施設)



公共施設などの整備のための地方債活用例(公用施設)



公共施設などの整備のための地方債活用例(参考)

区分	事業名	対象施設			参考	地方債措置	
		公共施設 (※)	社会 基盤施設	公用施設		充当率	交付税 措置率
適正管理	①集約化・複合化	○			複数の団体が連携して行う事業や国庫補助事業も対象	90%	50%
	②長寿命化	○	○		平成31年度から橋梁、都市公園施設等を対象に追加		財政力に応じて 30%～50%
	③転用	他の公共施設 への転用 ○		公共施設 への転用 ○	①との組合せ(集約化・複合化した残りの施設の転用)も可能		
	④立地適正化	○			・国庫補助事業を補完する事業 ・国庫補助事業と一体的に実施する事業 } 対象		
	⑤ユニバーサルデザイン化	○	○	○	庁舎などの公用施設における段差解消やトイレの洋式化も対象		
	⑥除却	○	○	○			
防災・減災対策	⑦市町村役場機能緊急保全			本庁舎 ○	平成32年度までに実施設計に着手すれば活用可能	100%	起債対象経費の75%を上限とし、この範囲で充当した地方債元利償還金の30%
	⑧緊急防災・減災	○		○	社会基盤施設のうち、不特定多数の者が利用する施設の耐震化については対象		70%
	⑨緊急自然災害防止対策		○		「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」と連携して行う単独事業		
	【参考】防災・減災・国土強靱化緊急対策		○		「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業(公共施設・公用施設も一部対象)		

※公営住宅及び公営企業施設を除く

(期間)①～⑥は平成33年度まで、⑦～⑨及び【参考】は平成32年度まで

(留意点) 適正管理の①～⑥全て及び防災・減災対策の⑦は公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑥を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。

① 集約化・複合化事業

対象事業

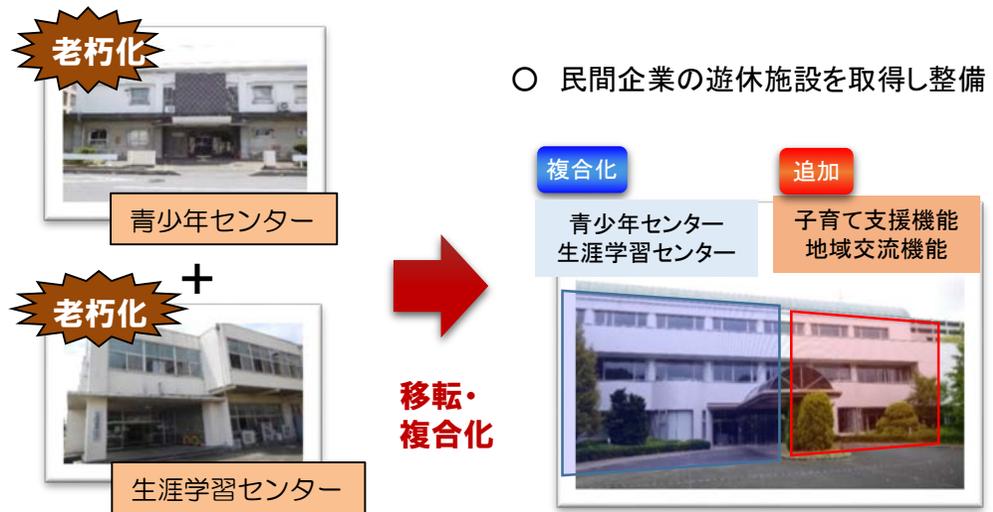
- 個別施設計画に位置付けられた集約化事業又は複合化事業であって、全体として延床面積が減少する事業
- ※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設を整備する事業は対象とならない

留意事項

事業期間：平成29年度～平成33年度

- ・ 統合前の施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われることが必要。
- ・ 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれる。
- ・ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。
- ・ 公共施設と対象外施設(庁舎等)を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。
(共用部分がある場合、当該部分については面積按分等)
- ・ 集約化又は複合化により整備する施設に、統合前の施設以外の機能を有した施設を新たに併設する場合には、集約化又は複合化により整備する施設に係る部分に限り対象となる。

【事業イメージ】



青少年センター及び生涯学習センターの機能を集約
子育て支援機能(プレイルーム、一時預かり室等)
及び地域交流機能(まちづくり交流スペース等)を追加

充当率・元利償還金に対する交付税措置

集約化・複合化事業費
公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%)

元利償還金の50%を地方交付税措置

一般財源

②-1 公共用の建築物の長寿命化事業

対象事業

○ 個別施設計画に位置付けられた公共用の建築物に係る長寿命化事業であって、法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために行う改修事業

(施設に附属する設備であって、当該施設を使用目標年数まで活用するために不可欠なものを含む。)

※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設の改修事業は対象とならない

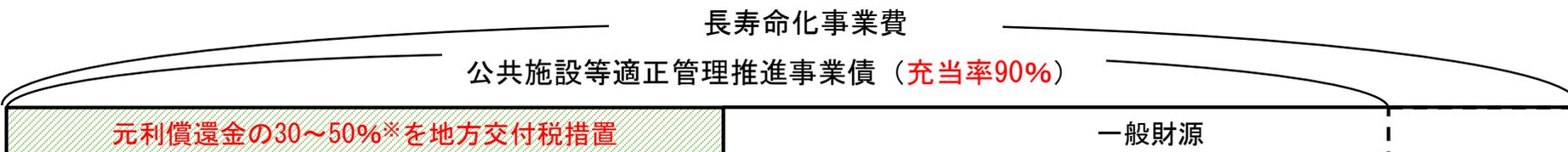
留意事項

事業期間：平成29年度～平成33年度

- ・ 個別施設計画において、当該改修事業が位置付けられているだけでなく、長寿命化の目標として法定耐用年数を超える使用目標年数が定められていること。
- ・ 改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。

(改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

【事業イメージ】

○長寿命化例1(図書館)



法定耐用年数50年

外壁、建具、
屋根防水
の改修等



長寿命化



目標使用年数80年

○長寿命化例2(高校校舎附帯施設(格技場))



法定耐用年数47年

外壁、屋根
の改修等



長寿命化



目標使用年数60年

②-2 社会基盤施設の長寿命化事業

対象事業

- 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(10年以上の長寿命化が見込まれる一定の規模以下の事業等)
(道路(舗装、小規模構造物、橋梁等)、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設)

留意事項

事業期間:平成29年度～平成33年度

- ・ 所管省庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえ実施する事業であること
- ・ 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明らかにされていること

【事業イメージ】

○道路(舗装の表層に係る補修)



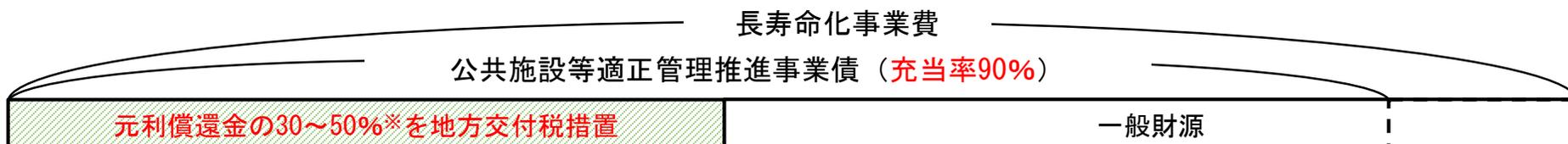
○道路(橋梁の修繕)



○都市公園施設(テニスコートの改修)



充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

③ 転用事業

対象事業

○ 個別施設計画に位置付けられた施設の転用事業

※ 転用後の施設が公用施設や公営住宅、公営企業施設である事業は対象とならない

留意事項

事業期間：平成29年度～平成33年度

- ・ 転用に伴い面積が増加する場合、転用前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。

（転用に係る事業費全体について面積按分等を行い、転用前の施設の面積分の事業費を算出して対象事業費とする）

- ・ 施設全体ではなく、一部を転用する場合も対象となる。
- ・ 転用前の施設が現に供用されていない場合も対象となる。

【事業イメージ】

○ 転用例1



小学校



転用



地区交流センター

○ 転用例2



保育所



転用



地域集会施設

充当率・元利償還金に対する交付税措置

転用事業費

公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

④ 立地適正化事業

対象事業

○ 立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業(*)を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業

(事業例) 国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業

国庫補助事業の一部要件(事業規模等)を満たさない事業

* 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率
嵩上げ等の要件とされている国庫補助事業をいう。

※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は対象とならない

留意事項

事業期間:平成29年度～平成33年度

- 補完事業については、改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。(改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

【事業イメージ】



充当率・元利償還金に対する交付税措置

立地適正化事業費

公共施設をまちなかで適切に配置

公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%)

元利償還金の30～50%*を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

対象事業

○ ①又は②に該当する事業

① バリアフリー法に基づく公共施設等(公営住宅及び公営企業施設を除く)のバリアフリー改修事業

i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業

ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業(施設の一部を基準に適合させる事業を含む)

例) 車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等

② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

例) 授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

留意事項

事業期間：平成30年度～平成33年度

【事業イメージ】

・ 公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した上で当該方針等に基づき実施する事業であること。

・ ① ii) 及び②については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること(※)。

※ 公共施設等総合管理計画に記載のユニバーサルデザイン化の推進方針に則して、ユニバーサルデザイン化のための具体的な対策内容(対象施設、実施時期、対策内容等)を記載



デジタルサイネージの整備
事業費：数十万円～数百万円(1台)

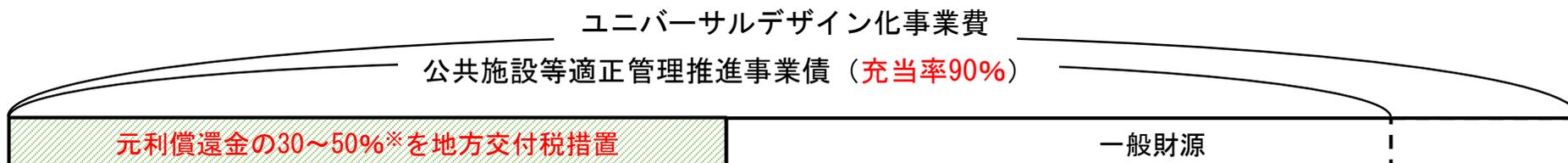


多目的トイレの整備
事業費：400万円程度



出入口の段差解消
事業費：30万円程度

充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

⑥ 除却事業

対象事業

○ 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物の除却

※ 個別施設計画への位置付けは不要

留意事項

事業期間：平成29年度～平成33年度

- ・ 公営企業に係るものを除く。
- ・ 解体撤去に要する経費のほか、原状回復に要する経費が含まれる。

【事業イメージ】

○除却例1



公民館



除却



更地

○除却例2



児童館



除却



更地

充当率・元利償還金に対する交付税措置



<参考> 地方財政法（昭和23年法律第109号）※平成26年度改正（平成26年法律第5号）により導入

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第33条の5の8 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

公共施設等適正管理推進事業債における交付税措置率

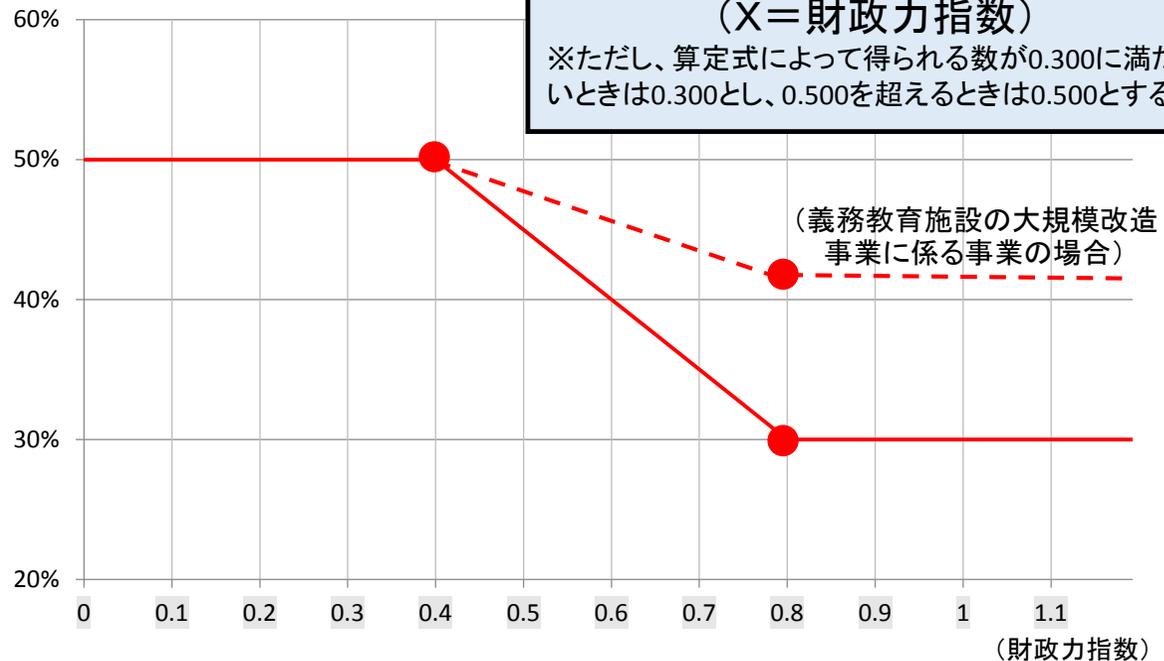
- 公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）のうち、長寿命化事業・転用事業・立地適正化事業・ユニバーサルデザイン化事業に係る元利償還金の普通交付税の措置率について、平成30年度同意等分より、現在の一律30%から拡充し、財政力に応じて30～50%とする。

財政力指数と交付税措置率

財政力指数	交付税措置率
0.8以上	30%
0.4以上 0.8未満	財政力に応じて 30～50%（※）
0.4未満	50%

（都道府県、市区町村共通）

（交付税措置率）



※ 長寿命化事業及びユニバーサルデザイン化事業のうち、義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定。

⑦ 市町村役場機能緊急保全事業

対象事業

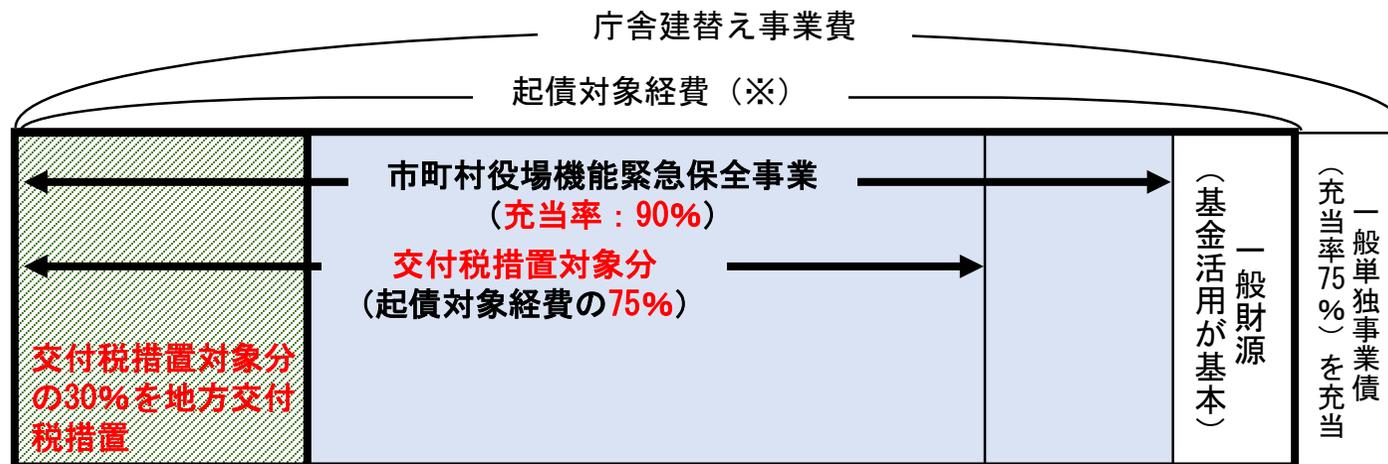
○ 昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業

※ 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置付ける必要

留意事項

- ・ 庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施するため、平成29年度に創設（事業期間は、平成32年度まで）。
- ・ 経過措置として、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる。

充当率・元利償還金に対する交付税措置



※ 起債対象経費 = 庁舎建替え事業費 × (建設前延床面積 又は 標準面積のいずれか大きい方) / 新庁舎の面積

【事業イメージ】



⑧ 緊急防災・減災事業

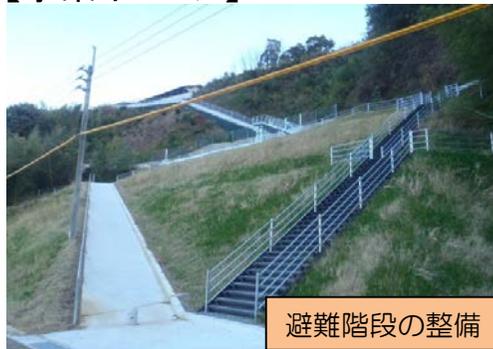
- 東日本大震災等を教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業（事業期間は、平成32年度まで）

対象事業

- ① 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設整備（非常用電源、避難路、指定避難所の空調・Wi-Fi・バリアフリー整備 など）
- ② 大規模災害時に迅速に対応するための情報網の構築（防災行政無線のデジタル化、Jアラートに係る情報伝達手段の多重化 など）
- ③ 津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設等の移転
- ④ 消防広域化事業等（広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築、消防車両等の整備 など）
- ⑤ 地域防災計画上に定められた公共施設等の耐震化

※ 特定地域の振興や生活環境の整備のための一部の国庫補助金（離島活性化交付金等）を受けて実施する事業を含む

【事業イメージ】



充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急防災・減災事業債（充当率100%）

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

⑨ 緊急自然災害防止対策事業

- 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）と連携しつつ、地方単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、新たに「緊急自然災害防止対策事業債」を創設（事業期間は、平成31・32年度の2か年）

対象事業

災害の発生予防・拡大防止を目的として、地方公共団体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき地方単独で実施する防災インフラの整備事業

※「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業と直接関連しないものも対象

【対象施設】 治山、砂防、地すべり、河川（護岸、堤防、排水機場等）、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利施設（ため池、揚水・排水機場、水路等）、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、港湾・漁港防災、農道・林道防災、都市公園防災

【事業イメージ】



小規模河川の護岸改修



山腹斜面の法面対策



ため池の堤体補強工事

充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急自然災害防止対策事業債（充当率100%）

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

【参考】 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業

- 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に基づく国直轄・補助事業による防災インフラ整備の地方負担に対する地方財政措置として、新たに「防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債」を創設（事業期間は、平成31・32年度の2か年）

対象事業

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく防災のための重要インフラ等の機能維持等を目的とした国直轄・補助事業

【事業イメージ】



充当率・元利償還金に対する交付税措置

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（充当率100%）



※ 平成30年度補正予算（第2号）に計上される「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業は、補正予算債（充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率50%）による措置を講ずる